

# コスモスだより

コスモス法律事務所

- 住 所  
〒860-0081  
熊本県熊本市中央区京町本丁8番28号
- 電話番号  
096-351-8585
- FAX  
096-351-8595



さくらの季節、風薰る季節はあっという間に過ぎ、すでに暑い初夏となりました。皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

コスモス法律事務所は昨年9月に後藤弁護士が独立し、本年1月から金子明真弁護士が加わることとなりました。

再び弁護士3名体制で、皆様のご期待に添えるような活動を行ってまいりますので、宜しくお願ひ申し上げます。

2014年6月  
コスモス法律事務所  
弁護士・事務局一同

羽田空港の夕暮れ  
無機質な航空機はじめ  
空港の諸施設も、夕暮れ  
には大きな自然の中にある  
ことを感じさせる。過  
密空港ゆえの到着遅れも多少なら許せる気がする。

写真提供：北岡秀郎



# 離婚における別居の意味

弁護士 塩田直司

1 家庭裁判所における離婚に関わることが多くなっています。不幸にして夫婦仲が壊れ、離婚を決意する場合、話し合いで離婚に至る協議離婚、話し合いの場を家庭裁判所の調停での調停離婚、法廷の場で離婚に至る裁判離婚があります。

2 裁判すなわち判決において離婚が認められるための要件は、民法770条1項に定められています。不貞行為や悪意の遺棄など具体的な離婚理由の他に、5号の「婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」と記載されています。

「婚姻を継続し難い重大な事由」について、最高裁は夫婦が婚姻の目的である共同生活を達成しえなくなり、その回復の見込みがなくなった場合」をいうとしています。これが婚姻関係が破綻している場合となるのですが、婚姻関係が「破綻している」とは、「夫婦が婚姻継続の意思を実質的に失っており、婚姻共同生活を回復する事が不可能であると客観的に判断できるような状態のこと」です。破綻を「客観的に表す事情として別居があり、それと同時に「主觀的」には婚姻継続の意思を失っていることであり、これが離婚の要件となっていると考えられます。

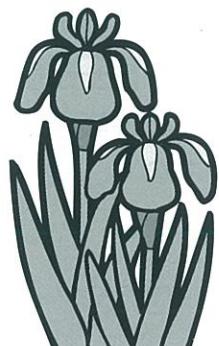
離婚について、一方は離婚は求めていても、他方が離婚に応じないこと、つまり婚姻継続の意思を表明している場合があります。この場合、離婚に応じない人に不貞や遺棄、あるいは暴力などの原因があれば格別、相手方に決定的な離婚を認めさせる事情がない場合などがよくあります。

このような場合に、重要な意味を持つのは別居期間です。別居期間が長い場合には、婚姻関係が修復

する見込みがないとして離婚を認めるのです。

どのくらいの別居期間があれば、破綻していると見るかについては、別居期間と婚姻期間の比較などを考慮して判断するほかなく一概にはいえません。

3 別居はしたいが、生活費が、という方もいると思います。その場合には婚姻費用を請求するということが考えられます。勝手に家を出て行ったのに、婚姻費用を請求できるかと考えられるかも知れませんが、婚姻関係を破綻させた責任のある人が請求するような事案によっては減額等ある可能性もありますが、まずは請求を行ってみることがよいと思います。





# 弁護士と体力、健康の管理

弁護士 塩田直司

1 弁護士は自営業者、ある意味では自由業者です。仕事の時間に拘束されることはありませんが、その体調が崩れることは、仕事ができず収入もなくなることになります。また信頼して事件の解決を依頼された依頼者の利益を害することになります。健康であるということは誰にとっても大切なことです、弁護士にとっても健康であるということは大切なことです。

2 私は昭和58年に昭和61年4月に弁護士になってから、平成13年4月まで17年間、毎年約1キロずつ体重が増加していくという異様な事態が続きました。さすがにこれはマズイと思い運動を始め、当時流行していたダイエットもいくつか試しましたが一向に効果がありませんでした。その結果公式最大体重は78キロになっていました。公式というのは体重計で計測したのが78キロで、本当のところは私も知りません。体重計に乗るのが、嫌で、体重計をみたくもなく計測していなかったからです。

ところが、平成13年4月に野球をしていて、左肩を複雑骨折してしまいました。手術の為、3週間入院しました。この時に知人から、入院中も動いていないと、退院して体力が落ちてしまうと忠告され、病院の階段の昇降をしたりしていました。ところが3週間後に退院したところ、体重75キロになっているではありませんか。階段の昇降はしていたといえ、そのくらいで体重が落ちるはずもなく、その体重減少の原因はカロリーコントロールされた病院食以外ありません。

体重が落ちたことで、食事制限が最も重要なと得

心した為、その一点でダイエットを試みることにしました。まだ左腕を肩から固定していた時期なので、運動ができるはずもなく、カロリーコントロールのみが体重減少の鍵でしたが、一度体重減少のおもしろさを感じてしまうと、ダイエットの励みになります。その後約3か月の間に12キロほど体重が落とせたのです。結局合計15キロほど体重が減少し、63キロくらいになったのです。

3 ダイエットにはリバウンドはつきものだといいますが、その後体重を維持するために運動を行うことで、落とした体重をそのまま11年間維持しています。現在はテニス、野球などの運動で体重のコントロールをしています。身体は健康そのものです。つい最近も人間ドックで検査してもらいました。その結果は、どこにも異常はなく、体重計での測定ではありますが、体内年齢は31歳（実年齢は56歳ですが）という評価を受け、運動している効果がでています。

10年先の為の運動を行うといいますが、弁護士ができるだけ長く続けられるよう、今日も体力の維持・向上、健康管理に努めています。





# B型肝炎による被害の救済

弁護士 矢澤利典

## 1. 集団訴訟

私は現在、いくつかの集団訴訟に関わっています。集団訴訟とは、裁判所に訴える事件のうち、当事者（原告）が多数いる事件のことです。私は現在、水俣病の裁判、武富士の経営者に対する裁判、B型肝炎の裁判などの集団訴訟に関わっています。今回のコスモス便りでは、そのうち、B型肝炎訴訟について述べたいと思います。

## 2. B型肝炎について

ウイルス性B型肝炎とは、B型肝炎ウイルス(HBV)の感染によって起こる肝臓の病気のことです。

一般に、成人が初めてHBVに感染した場合、そのほとんどは「一過性の感染」で終わりますが、乳幼児期(0~6歳)にHBVに感染した場合、HBVを異物と判断できずにHBVに持続感染してしまいます。

## 3. 多数の国民へのHBVの感染

注射針を使い回したり、注射針を取り替えて筒を換えないまま回し打ちをしたりすると、肝炎が蔓延することは戦前から知られていました。

しかし、国は、この事実を十分に認識していたにも関わらず、費用や手間を惜しんで、昭和63年頃まで集団予防接種における回し打ちを黙認し続けてきました。

我が国では、集団予防接種を、法律によって全ての国民・住民に昭和23年以降、強制されていましたので、多数（国の推計で40万人以上）の方がB型肝炎ウイルスに感染しました。

## 4. B型肝炎の訴訟・基本合意の成立

平成18年6月16日、最高裁判所は、国の集団予防接種における針・筒の使い回しが原因でB型肝炎被害が生じていることを認め、国に5名の被害者に対して損害賠償するよう命じ、国の責任が明ら

かになりました。

しかし、国はその後も感染被害者に何らの対応をとらず、肝硬変、肝がんなど重篤な患者を含むB型肝炎被害者を放置し続けました。

そのため平成20年3月、改めて国の責任を問う訴訟が起こされました。訴訟は全国に広がりました。熊本の訴訟もその一環です。このような訴訟活動の結果、平成23年6月28日、国と被害者側との間で基本合意が締結され、正式に国が謝罪しました。

そして、同年12月には、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が成立し、集団予防接種によるB型肝炎感染被害への救済の途が開かれました。

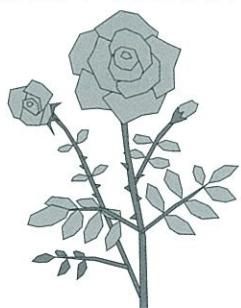
## 5. 熊本での訴訟

とはいっても、現在も、情報をもたず救済が受けられない方が大勢いらっしゃいます。

熊本でも、平成23年5月に弁護団が結成され、訴訟の提起など被害者救済に向けて活動を行っています。私も弁護団の一員として活動しています。

私たち弁護団は、基本合意後も、被害者が広く早期に救済されるよう、提訴や和解条件の解釈などについて、国と協議を行うなどの活動を継続しています。結果、困難な事例も含めて大きな成果を得ています。

その成果に基づいて、個別の相談に対応していますので、ご自身や周りの方にB型肝炎ウイルスに感染されている方がおられれば、電話窓口（あおば法律事務所 096-312-0030）や当事務所にお気軽にご相談頂ければと思います。





## 【ボルケーノ】

弁護士 金子明真

皆様、はじめまして。

本年から、コスモス法律事務所に入所いたしました弁護士の金子明真（かねこあきまさ）と申します。事務所に入所してからあまり期間も経っておらず、弁護士としての仕事はまだまだこれからです。ですので、書くことといったら自己紹介くらいしか思い当たりません。

そこで恐縮ですが、自己紹介をさせていただきます。好きな食べ物はカレーです。1日3食カレーでも大丈夫です。

地元は熊本でして、高校は熊本第二高校です。大学は熊本を離れ、立命館大学（経済学部）へ入り、関西で4年間を過ごしました。その後、法律家を目指すため、地元熊本に戻って、熊本大学法科大学院にて法律の勉強を行い、平成24年に、無事、司法試験に合格することができました。初めて法律を学んだときは、その専門用語の難解さに打ちひしがれ、困惑したものです。その後、1年間の司法修習を終えて、今年から、コスモス法律事務所でお世話になることになりました。

私は子どもの頃からずっと野球をやっておりまして、小中高のすべてで野球部に所属する野球少年でした。そのせいか、私の思い出の写真はだいたい野球をやっている姿です。

大学時代は、これまでと違つていろいろな体験をしたかったため、野球をやろうかやるまいか悩んだのですが、結局野球サークルに入り、週2回の練習に励んでいました。大学院に入り、弁護士になるべく法律の勉強を始める頃には、「さすがにもう野球はしないかな」と思っていたのですが、なんと、熊本の弁護士で構成される熊本県弁護士会に、野球チームがあるというではありませんか。しかも毎週土曜日に練習を行うという活発なチームだといいます。さらに、その時ちょうど大学院に講師に来られていました。

た弁護士の先生も、その野球チームに所属しているということで、毎週土曜日の練習に私も誘っていただきました。ここで悟りました。どうやら私は野球から逃れられない運命のようです。私は、受験勉強の傍ら、何度か野球の練習に参加させていただき、汗を流して受験勉強で淀んだ気分をリフレッシュさせてもらいました。その後、司法試験に合格し、熊本で修習を行つていた1年間も、私は同じように野球の練習に通つたのでした。

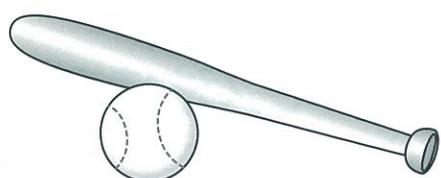
その野球チームに所属していたのが、当事務所の塩田弁護士と矢澤弁護士です。そこで運よくご縁があり、私はコスモス法律事務所に入所することにつながりました。

10歳くらいの小さな野球少年だった私には知る由もありませんでした。まさかこのような形で、野球が人生のご縁を引き寄せるとは。

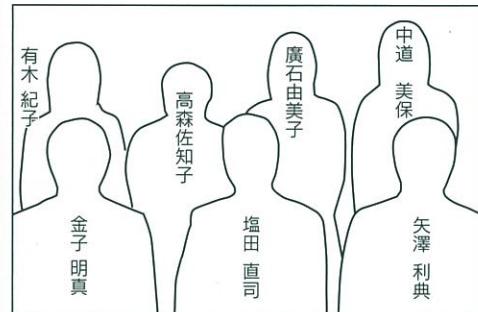
人生、本当に何が起こるかわかりません。

とはいって、逆もまた然りです。弁護士をやっていくとなれば、自ら紛争の渦中に飛び込むわけですから、数々の逆境・苦難が訪れるかと思います。思いもよらない失敗もあると思います。何が起こるかわかりません。そのようなときでも、私は、腐ることなく、まっすぐに人と事件に向かい、ひとつ一つ、精一杯取り組んでいきたいと考えております。

さて、少し自己紹介からは話がずれましたが、これから弁護士として実務をしていく中で、やはり煮詰まってしまう場面は多々あるでしょう。しかし、そういうときでも私は大丈夫です。弁護士になってからも、相変わらず、熊本県弁護士会の野球チーム「ボルケーノ」で、毎週のように野球をして汗を流すのですから。



## どうぞよろしく お願い申し上げます。



### ● 事務員 有木 紀子 ●

私は、料理が好きです。料理上手の母に育てられ、学生時代に辻学園で基本の料理を学び、結婚すると料理日記をつけました。母親になると「子ども達よ元気に育て」と一層熱くなってしまいました。ところが、気付くと最初から大きかった夫も更に育ってしまったのです。これはヤバい、今は、運動嫌いな夫のためにカロリーとオイルカットの食事作りを心がけ、少しづつ成果もでてきました。ただ、料理も結局はセンスの問題、センスの乏しさを嘆きつつ、愛情をお皿に盛るつもりで今日もキッチンに立ちます。

### ● 事務員 高森 佐知子 ●

姪や甥が、可愛くて仕方がないのです。この頃、今年小学3年生になる姪から、携帯メールが届くようになりました。「…あとまた もうすこしでたんじょうびだ世覚てるあとしゅうじならつたよにほん 習字 だよ。」母親（私の姉）の携帯を借りて送ってくるのですが、一生懸命近況を伝えようとする気持ちと、誕生日プレゼントをおねだりしたい下心。更に満面の笑みでダブルピースした写真が添付され、もう私は胸がキュンキュンして、メロメロです。姪や甥も、もうそろそろ「おばちゃん」より「お友達」な年頃。少し寂しく思うのでした。

### ● 事務員 中道 美保 ●

グリーンジャンボ宝くじを2枚いただきました。宝くじは購入しないので当たったことはなく、私はくじ運が全くないので、懸賞等も当たったことはありません。ですが、グリーンジャンボを手にし、もし、万が一当たつたら・・・と夢を見てみました。値札を気にせず買い物。温泉もいいけど、やっぱ旅行に行くでしょう。いやいや、これを機にライザップに入会して、筋肉改造の旅に出るのもいいかも。などと。もちろん当たってはいませんでしたが、十分に楽しめたグリーンジャンボでした。

### ● 事務員 廣石 由美子 ●

早いもので、私が事務所に入所して1年半が経ちました。1年目は、仕事に慣れることが精一杯で、毎日があつという間でした。少しずつ仕事にも慣れてきたので、今年は自分の時間を少しでも作って、なかなかできなかつた読書がしたいです。ところで、3歳になった娘は、ただ今トイレトレーニングの真っ最中です。最初はおまるを怖がって、なかなか座ろうしてくれませんでしたが、今ではしぶしぶ座るようになってくれました。ただ、なかなか間に合うように教えてくれないのが現状です。まだまだ長い道のりになりそうですが、一歩ずつ一緒に頑張りたいです。

## コスモス法律事務所

- 住所／〒860-0081 熊本県熊本市中央区京町本丁8番28号
- 電話番号／096-351-8585 ●FAX番号／096-351-8595
- 執務時間／月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分
- 電話受付時間／月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時(但し、FAXは24時間受付)
- 備考／ご相談の際は、必ず電話での予約をお願いします。
- ホームページ <http://www.cosmos-law.com/>